

**医療介護総合確保促進法に基づく
平成 30 年度和歌山県計画**

**平成 31 年 4 月
和歌山県**

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

本県では、昭和 63 年以来、「和歌山県保健医療計画」を通じ、県内の保健医療機関・団体の協力のもと各種保健医療施策を推進してきたところであり、平成 30 年 4 月からは、第 7 次計画に基づき県内の医療提供体制の構築に努めているところである。

近年、全国的に高齢化が進行する中、本県の現下の高齢化率は、65 歳以上が 32.4%（全国 7 位）、75 歳以上が 16.8%（全国 7 位）と非常に高い状況にある（平成 29 年 10 月 1 日現在、総務省「推計人口」）。

今後、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年に向け、更なる高齢者の増加が見込まれることから、限られた医療資源を有効に活用し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを将来にわたって確保するための取り組みを進める必要がある。

県内医療機関の病床については、急性期機能を担う病床の占める割合が多い一方で、回復期機能を担う病床の割合が少ない現状にあり、これらの病床の機能分化及び連携を進めるとともに、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療を受けられるよう、在宅医療の提供体制を構築することが喫緊の課題である。

また、保健医療計画の実効性を更に高めるため、医師等の地域偏在対策や女性医療従事者の離職防止・再就職促進、看護職員等の確保等の課題に取り組む必要がある。

さらに、介護分野においても、今後、高齢者の増加とともに介護サービスの需要がさらに高まることが予測されており、介護に従事する人材の確保が喫緊の課題である。

今般、これらの課題に取り組むべく、「病床機能の転換」、「在宅医療サービスの充実」及び「医療従事者等の確保・養成」並びに「介護従事者の確保・養成」を柱とした本計画を策定し、必要な事業を実施するものである。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

和歌山県における医療介護総合確保区域については、和歌山区域（和歌山市、海南市、紀美野町）、那賀区域（紀の川市、岩出市）、橋本区域（橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町）、有田区域（有田市、湯浅町、広川町、有田川町）、御坊区域（御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）、田辺区域（田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）、及び新宮区域（新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町）の 7 地域とする。

2 次医療圏及び老人福祉圏域と同じ

2 次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

(3) 計画の目標の設定等

■和歌山県全体

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

そのため、病床の機能分化・連携、病院を退院した患者が自宅や地域に必要な医療を受けられる在宅医療提供体制の構築を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康で元気に生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要となっても、地域全体で支え合う豊かな長寿社会の構築を図るため、以下を目標に設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

本県の病床を機能別にみると、急性期機能を担う病床の占める割合が多い一方で、回復期機能を担う病床の割合が少ない現状にある。さらなる高齢化に伴う医療需要の変化に対応していくためには、急性期から回復期への病床機能の転換等が課題である。

そのため、地域医療構想の推進のために設置する各構想区域の「協議の場」（地域医療構想調整会議）において、各区域の現状と課題を関係者で共有し、急性期から回復期への転換などを適切に行っていく。

あわせて、救急医療を中心に各医療機能が本来の役割を果たせるよう、ICTを活用した医療機関の相互ネットワーク構築を推進するとともに、回復期病床を中心として、各医療機関における目指すべき機能に応じた指導医の配置を行う。

【定量的な目標値】

- ・平成30年度基金を活用して整備を行う、不足している病床機能ごとの病床数
高度急性期 0床（平成26年度）→16床程度（平成33年度）※1
回復期 1,171床（平成26年度）→1,361床（平成33年度）※2
全病床 12,540床（平成26年度）→12,269床（平成33年度）
（※1 高度急性期は一部圏域のみ）
（※2 回復期については、他の年度の基金も活用し、平成37年度において3,315床を確保）
- ・がん年齢調整死亡率（75歳未満）
77.8（平成28年度）→68.3（平成32年度）
- ・3次救急医療機関への軽症患者の救急搬送割合
74.5%（平成26年度）→64.5%（平成30年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

地域包括ケアシステムを支えるため、適切な在宅医療サービスが提供できる看護職員の確保や、在宅歯科診療の推進に向けた取組を継続する。また、人生最終段階の意思決定に関し、医療関係者向け研修及び県民啓発を実施する。

【定量的な目標値】

- ・ 特定行為研修を受講した看護職員がいる施設数
0 施設（平成 28 年度） → 20 施設（平成 32 年度）
- ・ 訪問看護ステーションに従事する看護師数
470 人（平成 28 年度） → 620 人（平成 32 年度）
- ・ 患者の意思確認体制整備に取り組む圏域
0 箇所（平成 29 年度） → 8 箇所（全ての保健所管内）（平成 35 年度）
- ・ 精神科病院における 1 年以上の長期入院患者の割合
67.8%（H30.6.30 時点） → 66.5%（H31.6.30 時点）
- ・ 精神科病院における平均在院日数を 300 日以下に減少させる。
306.8 日（平成 28 年度） → 300 日以下（平成 30 年度）
- ・ 医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合
40%弱（平成 28 年度） → 50%（平成 30 年度）
- ・ 1 か月間の居宅療養管理指導の実施件数（歯科医師・歯科衛生士による）
1,037 件（平成 26 年 9 月） → 1,060 件（平成 31 年 3 月）

③ 介護施設等の整備に関する目標

（計画なし）

④ 医療従事者の確保に関する目標

本県の人口 10 万人対医師数は全国平均を上回っているものの、和歌山保健医療圏に医師が集中し、また、産科医、麻酔科医、小児科医が不足している状況にある。

これらの課題を解決するための取組を進め、卒後の研修体制を整備するなど積極的かつ安定的な医師確保に取り組むとともに、看護師、歯科衛生士等医療従事者の養成、確保についても、引き続き、取組を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 県内医療施設従事医師数
2,768 人（平成 28 年度） → 3,200 人（平成 38 年度）
- ・ 分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数
52 人（平成 29 年度） → 52 人（平成 30 年度）
- ・ 分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数
9.3 人（平成 29 年度） → 9.3 人（平成 30 年度）
- ・ N I C U 設置病院の維持
3 病院（平成 29 年度） → 3 病院（平成 31 年度）
- ・ 従事者届による看護職員の実人数の増
14,337 人（平成 28 年度） → 15,255 人（平成 32 年度）
- ・ 院内保育所の設置数
31 施設（平成 29 年度） → 34 施設（平成 30 年度）
- ・ 院内保育所の運営支援施設数

11 施設（平成 29 年度）→ 14 施設（平成 30 年度）

- ・ 小児 2 次救急医療体制を整備する圏域の維持

4 圏域（平成 27 年度）→ 5 圏域（平成 30 年度）

- ・ 2 次救急医療機関における小児救急患者数（入院を除く患者数）の減少
14,484 人（平成 28 年度）→ 13,500 人（平成 30 年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

平成 32 年度末における介護職員需給差 877 人を解消するため、介護職員 300 人の増加を目標とする。

目標の達成に向け、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に県内の中・高校生等に対する介護や介護の仕事のイメージアップ、高校生への介護資格取得支援、介護未経験者の中高齢者の参入促進や、福祉関係職員の人材育成、介護職員のスキルアップ及び職場環境の改善を支援することにより介護従事者の確保及び定着の促進を図る。

【定量的な目標値】

- ・ 介護の仕事のイメージアップ 学校訪問件数 210 校
- ・ 高校生への介護資格取得支援 資格取得者数 240 人
- ・ 介護未経験の中高齢者の参入促進 研修受講者 70 人
- ・ 国家資格取得等のための勉強会開催 勉強会参加者 600 人
- ・ 喀痰吸引等研修による認定特定行為従事者の養成 390 人
- ・ 職場環境に関する訪問相談 事業所訪問件数のべ 150 件

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

■ 和歌山保健医療圏

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

和歌山圏域における回復期病床の将来の必要量が現状に比べ、1,141床不足していることから、急性期病床等からの病床の転換を促進する。

- ・回復期病床数 695床 → 1,836床
- ・地域医療構想に記載する平成37年度の医療機能ごとの病床の必要量
 - 高度急性期 588床
 - 急性期 1,674床
 - 回復期 1,836床
 - 慢性期 863床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体の計画期間と同じ。

■ 那賀保健医療圏

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

那賀圏域における回復期病床の将来の必要量が現状に比べ、82床不足していることから、急性期病床等からの病床の転換を促進する。

あわせて、高度急性期病床についても整備を進めていく。

- ・高度急性期病床数 0床 → 8床程度（ICU、HCU又はSCU）
- ・回復期病床数 179床 → 261床
- ・地域医療構想に記載する平成37年度の医療機能ごとの病床の必要量
 - 高度急性期 48床
 - 急性期 267床
 - 回復期 261床

慢性期 385 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体の計画期間と同じ。

■橋本保健医療圏

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

橋本圏域における回復期病床の将来の必要量が現状に比べ、148 床不足していることから、急性期病床等からの病床の転換を促進する。

- ・ 回復期病床数 179 床 → 327 床
- ・ 地域医療構想に記載する平成 37 年度の医療機能ごとの病床の必要量
 - 高度急性期 65 床
 - 急性期 267 床
 - 回復期 327 床
 - 慢性期 78 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体の計画期間と同じ。

■有田保健医療圏

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、

病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
(回復期病床は平成 29 年度に充足)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体の計画期間と同じ。

■御坊保健医療圏

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

御坊圏域における回復期病床の将来の必要量が現状に比べ、98 床不足していることから、急性期病床等からの病床の転換を促進する。

・回復期病床数 93 床 → 191 床

・地域医療構想に記載する平成 37 年度の医療機能ごとの病床の必要量

高度急性期 20 床

急性期 210 床

回復期 191 床

慢性期 234 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体の計画期間と同じ。

■田辺保健医療圏

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

田辺圏域における回復期病床の将来の必要量が現状に比べ、199床不足していることから、急性期病床等からの病床の転換を促進する。

- ・回復期病床数 141床 → 340床
- ・地域医療構想に記載する平成37年度の医療機能ごとの病床の必要量
 - 高度急性期 120床
 - 急性期 404床
 - 回復期 340床
 - 慢性期 249床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体の計画期間と同じ。

■新宮保健医療圏

1. 目標

高齢化の進展に対し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

新宮圏域における回復期病床の将来の必要量が現状に比べ、98床不足していることから、急性期病床等からの病床の転換を促進する。

あわせて、高度急性期病床についても整備を進めていく。

- ・高度急性期病床数 0床 → 8床程度（ICU、HCU又はSCU）
- ・回復期病床数 114床 → 212床
- ・地域医療構想に記載する平成37年度の医療機能ごとの病床の必要量
 - 高度急性期 44床
 - 急性期 174床

回復期 212 床

慢性期 154 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体の計画期間と同じ。

(注) 目標の設定に当たっては、医療計画、介護保険事業支援計画等を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目したできる限り定量的な視点による目標設定を行うこと。

(4) 目標の達成状況

別紙1「事後評価」のとおり。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

事業区分1（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）、事業区分2（居宅等における医療の提供に関する事業）及び事業区分4（医療従事者の確保に関する事業）に係る平成30年度事業についての主な意見聴取等の状況は以下のとおり。

平成29年度中（随時）	県内各構想区域における地域医療構想調整会議において関係者から意見聴取
平成29年4月20日 ～5月24日	県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県理学療法士協会、県作業療法士会、県言語聴覚士会から意見聴取
平成29年6月26日 ～7月10日	県内医療機関に対し、病床機能の転換等に係る意向を調査
平成29年10月18日 ～12月25日	県内医療機関に対し、医療機能のあり方等に係る意向を調査
平成30年3月27日	県医療審議会から意見聴取

事業区分3（介護施設等の整備に関する事業）、及び事業区分5（介護従事者の確保に関する事業）に係る平成30年度事業についての主な意見聴取等の状況は以下のとおり。

平成29年8月22日	県介護職員確保対策支援協議会から意見聴取
平成30年3月19日	県長寿社会対策推進会議から意見聴取
平成30年3月27日	県医療審議会から意見聴取

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、和歌山県医療審議会及び介護に関する協議会等の意見を聞きながら各事業の評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うことにより、計画を推進していく。